

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 6月号 (No.163)

2017年6月28日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇会員のみなさん いかがおすごしですか。6月25～26日に第20回経営懇総会が無事終了しました。今年度も、各地の活動を交流しつつ保育の充実をめざしていきましょう。よろしくお願いいたします。

ある日の出来事より

ある日の夜、居酒屋の帰りに公園を通りかかるとスーツを着たおじさんが地面に倒れていた。カップルや犬の散歩をしている方が通り過ぎていく。私も通り過ぎようとしたが、気になり声をかけた。「大丈夫ですか？」と。返事がなくうつぶせで少し嘔吐していた。「だいぶ飲んでいるな」とおもい110番に連絡した。電話越しの警察に場所を聞かれ応えて、「どんな様子ですか」と聞かれたので「声をかけたが動かないです」と答えた。「119番しますか」と私が聞くと「警察が行くまでそのまま現場にいてください。」といわれた。警察が来る間に私の酔いもさめてきてふと（まさか死んでいる？）と脳裏をよぎった。ここから警察が来るのは2、3分だったが、そう思い始めるととても長い時間を感じられた。

パトカーがきて3人の警察官が来た。1人の方がおじさんに声をかけたが動かないので、119番通報した。もう1人が私に事情を聴き、後の1人が身元のわかる所持品を探し始めた。そこからは、電話越しの指示のもと警察官が、おじさんをあおむけにして呼吸確認しながら心肺蘇生が始まった。同時に「現場確保」の声のもと私も現場から離され詳しい事情を聴かれた。そこへ中学生がやってきた。「あの人大丈夫ですか？」と。私に事情を聴いていた警察官が「どうしました？」と聞くとどうやら私が来る前に通りかかったのだが「怖くなって家に帰ったのだ」という。その中学生も事情を聴かれ、本来は第1発見者となったはずだった。けれど帰された。聞いた警察官が新人なのか頼りなく、中学生の名前だけ聞き、「住所や電話番号がわからな

大阪・(福) あおば福祉会 岡千加雄

い」というので未成年だし、そのまま帰したという。未成年で怖くなるのもわかるが住所や電話番号がわからないのはおかしい話だ。というわけで私がそのまま第1発見者となった。刑事も鑑識も来て現場が騒然となる。事情聴取も2度3度繰り返された。短時間に同じことを聞かれると（ついつい、さっきも同じこと言っただ）と思うってしまう。外傷もなく事件性はないとされた。

おじさんは救急隊員がきて心肺蘇生、AEDを施し、救急車で運ばれていった（なんとか息をふきかえしてくれるといいが・・・）。その頃になると私も冷静さをとりもどし、『発見時に呼吸確認できればよかった』『先に119番しておけば、1分でも2分でも早く心肺蘇生ができたかも？』と後悔することばかりが頭によぎり心にひっかかる。日常の中で「死」に直面することは少ないので、いざ、今回のような場面に直面すると対応できないことがよくわかった。その後のおじさんの安否はわからないので何とも言えないが、私の判断の違いでどうなっていたか…と考える。

「死」を間近に感じた翌朝、北朝鮮がまたミサイルを発射した。アメリカ、日本が、空母や戦艦を繰り出し緊張が日増しに高まっている。戦争では個人の命など簡単にふきとぶ。「先制攻撃」とか物騒な話が増えていく。暴力は暴力を生む。世界では暴力の連鎖がなくならないが、連鎖を断ち切るには、やはり平和的対話による解決しかないと思う。1人の尊い命に直面しただけに、その命の重みを感じながら平和への願いがさらに強くなった。

第20回経営懇総会

学び、交流しよう！ 子ども・保護者・職員とともに よい保育園運営と保育条件改善をめざそう！

第20回経営懇総会を6月25～26日に開催しました。1日目は保育研究所フォーラムを総会学習会1に位置付け、2日目は学習会2・総会を行いました。

●1 日目総会学習会1「新指針・要領は保育に何をもたらすのか」

フォーラムでは、平沼博将氏（電気通信大学）から今回の指針・要領改訂の概要が整理され、それをうけて、東京都足立区・新田保育園の川端隆さんと、愛知県名古屋市・けやきの木保育園の平松知子さんから、足立区での実態や全私保連大会での指針の説明などが報告されました。これらの報告をふまえて、大宮勇雄氏（福島大学）、小泉広子氏（桜美林大学）から、要領・指針改定をどうみるのか、法的な意味や今後の課題等が話されました。



質問に耳を傾ける講師のみなさん

◆子どもは評価ではなく理解を求めている

今回の指針・要領等では、3歳以上について統一され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が設定されました。この姿を到達目標として評価するような保育が行われることを懸念する声も上がっています。大宮氏は、子どもは評価を求めているのではない、理解を求めているのではないかと提起しました。子ども一人一人に発達の特長や個性があ

り、寄り添い理解されることこそが子どもにとって大きな励みになります。10の姿を目標に、計画を立て実践し評価する、という一連の流れは保育にはそぐわない、目標ありきでいいのか、と疑問を投げかけました。

◆価値観の押しつけは子どもの権利への侵害

小泉氏は、今回の改定の背景を法的な観点から整理し、「新教育基本法体制」に幼稚園・保育所を組み込むものである、と位置付けました（2006年改正の新教育基本法では、第2条に「我が国と郷土を愛する態度」などの教育目標を掲げた。教育目標を法律によって強制すべきでない、との議論もある。）

そのうえで、国旗・国歌や10の姿などをもとに、子どもに一方的に価値を押しつけることは、子どもの権利の侵害である、と指摘しました。保育者や教師ではなく、直接子どもをターゲットに、国が特定の子どもの像を押しつけようとするところまできている、と危機感を示しました。

この指摘は、私たち大人自身が乳幼児の権利をどうとらえ、日々の保育や保育園運営の中でどう保障するのか、という問いかけでもあるといえます。そうした点も踏まえつつ、どう新指針・要領に対峙していくのか、保護者も含め、法人・園ごとに考えあっていく必要があります。

●2 日目総会学習会2「公定価格・配置基準の改善と新たな処遇改善策への対応」

学習会2は、この間、記者会見・国との懇談等でまとめてきた改善要望の内容や、調査研究部が整理した加算ⅡのQ&Aをもとに役員が講師となり、学習を行いました。

◆「処遇改善等加算Ⅱ」～どうみる？どう対応する？

今年度、国が新しく創設した「処遇改善等加算Ⅱ」の内容と対応について、役員会の調査研究部が作成した資料をもとに、副会長の原田さんが報告しました（資料は、4・5月号に同封しお届けしています）。

加算Ⅱの概要と問題点を整理した報告をうけて、



質問や報告が相次ぎました。「あまりに問題が多いので、この加算は受けないと表明したところ、市が相談に乗るから受けてほしいと要請された」（山梨）、
「名古屋市は公私間格差是正として運営費補給金制度があり、現在も公立・私立の賃金水準を同等に保っている。名古屋市としては加算Ⅱを実施しない、と言っていたが、実施するかもという情報もあり不透明」（愛知）、「賃金が低くてもみんな一緒だから、団結してこれだが、あまりに不平等な加算で、職場がまともなくなる。どう考えればいいか悩む」（大阪）、「加算Ⅱは、『処遇改善』と言っていいのか？現場に分断を持ち込む『攻撃』ではないのか」（東京）、といった声も出されました。国が提示している施策内容を正確に把握したうえで、それぞれの法人・園がどう考え対応するのか迫られています。

経営懇では、役員会・調査研究部で独自のQ&Aを作成すると同時に、今回の施策の問題点について指摘してきました（ニュース5月号・資料参照）。

- ①処遇改善の継続性が担保されない
- ②法人内で施設間に格差が生まれる
- ③職員配置の実際が反映されない
- ④協同の基盤が揺らぐ

こうした問題点を見れば、今回の「処遇改善等加算Ⅱ」は、抜本的な処遇改善の施策とはいいいがたいものであることは明らかです。経営懇としては、実態に基づいた職員配置基準引き上げと公定価格の基本単価の大幅引き上げを厚労省・内閣府に要請してきました。加算ではなく、職員全体の処遇を底上

げできるよう、引き続き、要請・懇談等を行っていく予定です。

各地域でも、園長会で交流したり、自治体と懇談したりと、現場で問題になっていることを国・自治体に伝えていくことが重要です。

●第20回総会～会員園500園を超える！ さらに仲間を広げよう！

役員からの議案提案を受け、討論では8名の発言がありました。兵庫からは、社会福祉法人夢工房の事件や姫路の認定こども園の認定取り消し問題など、量拡大の一方で質の確保が置き去りにされている実態や社会福祉法人の在り方について自分たちが考える機会としてとらえよう、と発言がありました。東京経営懇から研修を中心にした活動づくり、京都経営懇から、市立病院の院内保育所の委託問題で裁判に訴えたたかっている青い鳥保育園の報告、愛知からは保育の魅力や楽しさを保育学生に伝える企画で保育士確保の工夫をしている実践が、それぞれ報告されました。



平和・憲法をめぐって、戦争中に子ども時代を過ごした体験を交えての発言、自分の言葉で平和への思いを発信し続けている実践、今すぐ一人一人が動けるよう行動提起が必要との発言もありました。

8月に合研集会を開催する埼玉から、合研集会を通じて新たな保育園ともつながりができつつある、合研は組織拡大のチャンスでもある、と合研参加を呼びかけつつ報告されました。また、それぞれの会員園が自分の周りの園に入会を呼びかけ仲間を広げ

ていこう、という役員からの発言もありました。

最後に、特別決議『子どもたちの未来のために 私たちは「日本国憲法」を守る』を採択し、総会を終えました（特別決議は同封）。



2017 年度役員は下記の通りです。

菅原信子（北海道） 阿部啓一（山形）
大橋巳津子（宮城） 牧裕子（埼玉）
桂川順子（埼玉） 首藤京子（栃木）
下出ふじ子（群馬） 飯田由美（東京）
川端隆（東京） 安川信一郎（東京）
足立堅太郎（神奈川） 小林忍（神奈川）
松本正良（静岡） 小西文代（愛知）
堀江京子（愛知） 細見玲美（京都）
北田喜美代（京都） 岡千加雄（大阪）
藤木克己（大阪） 乾みや子（大阪）
池脇みき子（大阪） 松川修（兵庫）
石川幸枝（広島） 森山幸朗（島根）
原田秀一（福岡）
会計監事 高田礼子（東京） 芳尾寛子（神奈川）
顧問 井関政勝（大阪） 合田千里（愛媛）
志村毅一（東京）
退任 小幡正子（宮城） 斉藤新一（茨城）

保育をめぐる情勢

●骨太方針 2017・子育て安心プラン～6月9日閣議決定

政府は、6月9日に、来年度にむけた経済・財政の基本姿勢を示す骨太方針を閣議決定しました。正式名称は、『経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～』です（同封資料参照）。

◆「働かせ方」改革～働かせるための子育て支援？

この骨太方針で、保育・子育てについては『子育て安心プラン』に基づく、とされています。本文の中で、直接、保育・子育てに言及している箇所は多くはありませんが、主に、労働力を確保するため保育の受け皿整備が必要、といった論調が目立ちます。「働き方改革」と言っていますが、内容は労働力を確保するために、短時間でも長時間でも、女性でも高齢者でも、子育て・介護・闘病中でも、働かせようとする政策であり、「働かせ方改革」といえるかもしれません。また、「人口減少・少子高齢化は必ずしもピンチや重荷ではなく、イノベーションのチャンス」として、データ活用やIT・AIなど新たな技術革新分野への投資を促進することが挙げられています。少子高齢化への対策を進めるよりも、そこに新たな需要を見出し投資させることに主眼を置いている政策のようにも読み取れます。

◆子育て安心プラン、新たな提案は？

今年度末までに待機児童を解消するとした「待機児童解消加速化プラン」は実現不可能となり、新たに「子育て安心プラン」が提案されました。新たなプランは、①2020年度末までの3年間で待機児童を解消、②受け皿約22万人分の予算を2019年度末までの2年間で確保、③2022年度末までの5年間で女性就業率80%・M字カーブを解消するため約32万人分の受け皿を整備、を課題に掲げています。そのために、「6つの支援パッケージ」が提示されま

した（下図参照） 新たにに取り組む事項には、**新**のマークが付けられています。いかにも新たな提案が多いように見せていますが、これまでの施策を大きく変えるような新たな提案はほとんどありません。特に、「1 保育の受け皿拡大」では、都市部を中心とする待機児童問題の解消の決め手となるような大胆な施策はみえません。2の「保育人材確保」でも、これで本当に保育士が確保できるのか、と言わざるを得ません。4の「保育の質の確保」では、配置基準の維持及び向上が挙げられています。しかし、具体的な内容は、現行の国基準を守ることと、3 歳児の配置の改善（20：1→15：1）の継続のみです。配置基準自体の引き上げ、研修・準備・実務時間の保障のための人員配置といったことは、まったく想定されていません。負担軽減はICT化、そのための費用の補助を出すとしています。先に見た「イノベーションのチャンスとして投資を促進」という政策との関連性が見え隠れしています。

骨太方針自体が、来年度予算にむけた方針であるため、未確定な内容であることが前提ではあります

が、子どもや保護者の切実な願いに寄り添うものとは言いにくい内容ではないでしょうか。

◆注目点は、退職手当共済の公費助成

6つの支援パッケージの中で、注目すべき点は、退職手当共済制度の公費助成について、「継続の検討」と上げている点です（2「保育人材確保」。4ページ図の赤い傍線参照）。

社会福祉法人制度改革で、介護分野に続いて2016年4月より障害分野で退職共済制度への公費助成が廃止されました。保育分野については、新制度が始まったばかりであること・2017（平成29）年度末に待機児童ゼロを掲げて「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいることをふまえて、2017年度中に結論を出すと言われていました。それが、今回のプランで、「継続の検討」と表明せざるを得なくなったのは、待機児童問題解消のめどが立っていないことや、保育士不足が大きな問題となっていること等が影響しているのではないのでしょうか。また、経営懇が昨年度取り組んだ経営者アピールも、大きな力になっているといえます。

6つの支援パッケージ	
1 保育の受け皿の拡大 新 ○都市部における高騰した保育園の賃借料への補助 新 ○大規模マンションでの保育園の設置促進 新 ○固定資産税減免の普及 新 ○幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進 拡 ○企業主導型保育事業の地域枠拡充など 新 ○国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用 新 ○家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保 新 ○市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表 新 ○保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表 拡 ○広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進 拡 ○「地域連携コーディネーター」の活用促進 など	3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進 拡 ○「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大 新 ○待機児童数調査の適正化 新 ○妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化
2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」 新 ○処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築 拡 ○保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充 ○保育士の子どもの預かり支援の推進 新 ○保育士の業務負担軽減のための支援 新 ○市区町村における保育人材確保対策への支援 拡 ○保育士の就職に向けた働きかけ 新 ○保育人材確保の取組の「見える化」 新 ○福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除 新 ○保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など	4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」 拡 ○認可外保育施設の認可保育園等への移行促進 ○保育士配置基準の維持及び向上 新 ○新たな保育所保育指針の施行 新 ○認可外保育施設における事故報告の義務化 新 ○認可外保育施設についての情報の公表 新 ○保育園等の事故防止の取組強化 新 ○認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進 新 ○災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大
	5 持続可能な保育制度の確立 ○保育実施に必要な安定財源の確保
	6 保育と連携した「働き方改革」 拡 ○保育園に入れない場合の育児休業期間の延長 ○男性による育児の促進 新 ○ニーズを踏まえた両立支援制度の確立
新 新たにに取り組む事項（一部新規事業も含む） 拡 取組内容を拡充した事項	

とはいえ、継続が決定された訳ではありません。
保育士の処遇改善のためにも、公費助成継続を求めて、引き続き全国各地から声を上げていくことが重要です。

●処遇改善等加算Ⅱ～内閣府よりQ&A出される

内閣府は、5月10日に、処遇改善等加算Ⅱに関するよくある質問への回答（Q&A）を出しています。各地から、様々な疑問や戸惑いの声が出されていることを反映しているといえます。

◆加算Ⅱの対象者～施設・事業所の判断で

内閣府のQ&Aでは、処遇改善加算Ⅱの対象は、園長・主任以外のすべての職員が対象であり、スクールバスの運転手や用務員、非常勤職員・派遣職員も対象となるとしています。経験年数も、概ねの「目安」であり、「施設・事業者の判断で柔軟に対象」にできる、とあります。さらに、処遇改善の対象となる職員の選定や、改善額の決定は「各施設の判断で自由に」やればいい、という回答もあります。

そうすると、経験年数が同じでも、園の考え方や職員の構成によって、処遇改善がされたりされなっ

たりする、ということが考えられます。また、園側から言えば、職員の一部しか加算の対象にならないため、誰をどのような判断基準で選ぶか、園全体の賃金体系との矛盾が起きないかどうか、どのように職員との合意をつくるのか、など、非常に難しい判断を迫られるといえます。

◆加算要件に研修～研修内容の自由は？

今回の加算Ⅱでは研修受講が要件になっています。1分野15時間程度の研修を、副主任・専門リーダーの場合で4分野受講する必要があるとされています。現状の職員体制で研修を受講すること自体が困難という実態があります。

さらに、研修内容についても課題があります。国は、リーダー的な職員育成のために研修体系を検討しているといいますが、本来、研修内容を国が一方的に定めることは問題です。2018年から実施される改定保育指針には様々な問題点があることが指摘されていますが、このキャリアパス研修と保育指針との関連も注視する必要があります。

新連載

職員会議のくふう

第1回

群馬・(福)太陽福祉会

おひさま飯塚保育園

職員会議と労働改善

はじめに

おひさま飯塚保育園はJR信越線の高崎駅を出て一つ目の北高崎駅から徒歩3分の、町中にある定員90名の保育園です。5月現在、園児は103名です。

地域子育て支援拠点事業として、常勤保育士配置の5日型を実施しています。開所時間は午前7時10

分～午後6時40分です。

無認可保育所として4年半を経て、1973（昭和48）年4月認可園として出発しました。正規職員は園長調理2名を含め16名、正規職員と同じ勤務時間の非常勤保育士7名、6時間勤務保育士2名、調理員1名、週4時間～25時間勤務の保育士6名、週8時間の調理師1名、週15時間の用務員1名の合計34名の職員がいます。

職員会議について

子どもの成長・発達を確かめ合う職員会議は、2016（平成28）年1月から金曜日の午後6時20分～8時20分に年6回開催しています。それまでは、

その他の報告や行事前の会議も、ほとんど土曜日の午後半日を当てていました。この設定の職員会議にすることについては保育歴の長い職員からは「時間を短くすると保育内容について十分話し合いがされず、保育に影響が出るのではないか」との意見も出ましたが、労働条件を改善するには仕方がないし保育に影響が出ないように話をしよう、と職員会議で話し合いました。

連絡、報告事項の職員会議は必要に応じて午睡中に、その他リーダー会議、給食会議もその時間に行っています。行事の打ち合わせ会議も勤務時間内に行っています。

特に若い職員は土曜・日曜が休めないと働き続けていけないと思うようで、1年で退職する保育士が出ました。これでは職員が定着しないと思い、労働組合にも相談をして改革を始めました。それでも土曜日は保育があるので、交代で土曜日半日の出勤日はあります。その他に、納涼祭、バザー、餅つきと大掃除、などの行事は保護者と職員との実行委員会形式なので、担当クラス職員は会議にでます。全部夜の会議です。

納涼祭、バザー、餅つき大会、運動会は土日のどちらかにしています。保育参観も年2回土曜日に行っていましたが、1回は平日にしました。遠足は年に1回行っていますがそれも土曜日です。

子どもの成長発達会議は、正規と非常勤職員が出席します。6回の会議は2回ごとに子どもが描いた絵をクラスごとに並べ、5月に0～2歳クラスと給食、3歳～5歳児クラスと子育て支援事業についてそれぞれ一クラスごとに子どもがどう育っているか報告し、そのあと他の人から質問やアドバイスがあります。

同じように9月に2回、翌年1月に2回行い、そして年度の切り替え時に総まとめを行います。司会はクラスリーダー、書記は全員が交代で担当します。

その他の職員会議に向けてはクラスごとにレポー

トを出してなるべく短時間に報告できるようにと要点をまとめて話せるようにしています。土曜日の職員会議をなくしたことで、若い職員はいいのですが、子持ちの職員は子どもを預かってくれる人がいると良いのですが体制が取れないと大変な時もあるようです。ですからその会議も開所時間内にしたいと考えています。

その他、保護者に向けて、夜にクラス懇談会を実施しています。6月・12月・2月に計3回です。懇談会の前には子どもたちの姿を見て、何を親に子どものためにお願いをしていくか何日も考え、子どもに関する本を読んで、相当の時間を使いレポート資料を作ります。その資料は全部園長が読んでアドバイスをしています。

自主研修について

「高崎歌とリズムの会」毎月水曜日夜1回、「音楽大学」毎週木曜日夜、群馬保問研・沖縄の踊り・群馬音楽教育の会・鹿踊りの講習会・保問研アイヌ刺繍講習会などは日曜日に研修しています。全国音楽教育の会全国大会、全国保育団体合同研究集会、7月と12月に群馬民間教育研修会、食と健康を考えるシンポジウム、全国保問研、北海道アイヌ文化研修会、沖縄文化研修会など、宿泊をとまなう研修会があります。全員が全部の研修に参加するわけではなく、自分の出たい研修に参加します。

自主研修は体調が悪い時は無理して出ないよう話しています。

勤務時間外の職員会議については、都市部の園ではかなり早くから改善している話を聞いていて、考えていましたがやっと少し改善し始めたところです。次は開園時間内に職員会議ができるよう、保育士を確保する努力をしていきたいと考えているところです。

文責：社会福祉法人太陽福祉会・下出ふじ子

お知らせ・今後の予定

●第20回経営懇夏季セミナーを開催します。

第20回経営懇夏季セミナーを、下記の日程で開催します。ぜひ、ご参加ください。

テーマ：子どもたちの豊かな育ちや学びを保障する保育とは－保育指針改定の中で子どもの権利・主体の保育を貫く道を探る

日程：2017年9月3～4日（日～月）

会場：新横浜国際ホテル（神奈川県・横浜市）

＊申し込み締切：8月14日（月）

ホテルの部屋数が限られます。宿泊を希望される方は、お早めにお申し込みください。

●総会学習会に引き続き、改定保育指針の学習を！

総会学習会として、保育研究所フォーラムを位置付け、指針を学ぶ場をつくりました。しかし、一度聞けば終わり、ということにはなりません。引き続き、地域や園内でも指針と毎日の保育を関連付けながら学ぶことが重要です。

夏季セミナーの他、合研集会でも保育指針の講座を設けていますので、ぜひ、職員・理事の方々も一緒にご参加ください。

＊合研集会（in 埼玉）特別講座

『幸せな日々のなかに教育はある』

講師：大宮勇雄氏（福島大学）

日時：8月6日（日）10：00～12：30

会場：獨協大学

＊夏季セミナー1日目（9月3日）

『どうなる？子どもと保育

—保育指針改定の狙いと私たちの課題』

講師：近藤幹生氏（白梅学園大学）

渡辺雅之氏（大東文化大学）

＊＊同封資料～ご確認ください＊＊

①第20回経営懇夏季セミナー案内書

第20回夏季セミナーを、9月3～4日に横浜にて開催します。案内書・振込用紙を同封します。

②処遇改善加算Ⅱ関連資料～『技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答』

5月10日付で内閣府から出されたQ&Aです。

③骨太方針2017・『子育て安心プラン』関連資料

骨太方針2017より保育に関する内容の抜粋。関連する新聞記事等もあわせてご紹介します。

④総会特別決議

●本の紹介～「福島の子育て第14集」●

震災・原発事故から5年 福島の子どもたち

福島県保育連絡会では、6月に福島の子育て白書『福島の子育て第14集』を発行しました。福島県保育連絡会には、経営懇会員園も参加しています。世話人代表は、大宮勇雄氏（福島大学）です。

2011年3月11日に東日本大震災が起き、原発事故が発生しました。あれから6年。津波・原発事故によって、福島で子育てに携わる方々の生活は一変したといえます。そして、子育ても変わりました。「子どもたちを守りたい」と、大きな不安のなかで、この6年間子育てに取り組んできたみなさんの思いが、福島の子育てとしてまとめられています。

●福島の子育て第14集 頒価500円

発行：福島県保育連絡会

編集：「福島の子育て」づくり実行委員会

●連絡先

〒960-8141

福島市渡利字大豆塚7番地さくら保育園気付け

福島県保育連絡会

2017年度会費の請求書を6月末に発送します。7月末までにお振込みください。不明点は事務局まで。